

◆国政私物化、憲法壊す政治に解散・総選挙で審判を!

日本共産党船橋議員団

ミニにゅうす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市会議員

岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160 関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
 金沢和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140
 坂井洋介 ☎404-2039 松崎さち ☎090-6156-8592
 佐藤重雄 ☎432-9872 渡辺ゆう子 ☎462-7273

客引き行為等防止条例案を質疑

現在開会中の市議会に市長から「客引き行為等防止条例」が提案されています。

「客引き行為等を防止することにより、市民等の安全かつ平穏な通行及び快適な生活環境の確保を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に資する」ことを目的に、「不特定の者の中から相手方を特定して、営利を目的とする事業の客となるよう勧誘する行為」を客引き行為として、規制区域内での客引き行為を禁止するものです。

指導、勧告と5万円以下の過料という罰則規定があります。

この条例は、西船橋駅や船橋駅などの駅周辺で行われている居酒屋などの強引な客引きを規制してほしいという、市内の商店会などからの要望があり検討されたものです。

しかし、提案された条例は条文が抽象的なため、市民活動や政治活動の規制につながりかねない懸念があり、本会議で市の考えをただし

先月条例化した柏市の条例は、規制する業種を居酒屋やカラオケボックスなどの客引きに限定していますが、船橋市の条例案は「営利を目的とする事業」と幅広く、入場料を取る公演・講演会のビラ配布など解釈次第では市民活動や政治活動が規制されかねません。

市民部長は答弁で「この条例は営利を目的とした事業を対象にし、市民活動や政治活動が規制の対象になることはない」と答えました。

また、議会への説明資料に「道路使用許可を得たチラシやティッシュ配りは規制の対象とならない」とあ

り、ビラまきが道路使用許可を必要とするような記述で大変な誤りです。ビラまきが道路使用許可を必要としないことは繰り返し判決で示され、警察官がビラまきを規制することは不法行為とされています。憲法21条の「表現の自由」を保障しなければならぬからです。

本条例によって表現の自由に対する不法行為をまねくことがあってはならないと指摘しました。

市は「道路使用許可は警察の管轄なので確認の上、指導員に周知する」との答弁でした。

新たな条例が当初の目的と異なって市民活動や政治活動を規制することにならないよう注意が必要です。

日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

8月23日(水)
9月20日(水)

弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています
会場：中央公民館
時間：午後1時～4時
要予約：☎436-3030

都道府県化に伴う船橋市の保険料値上げの見通し

A	2015年度の一人あたりの保険料(年額)	88,978円
	千葉県が5月に示した上がり幅(年額)	23,231円
	船橋市の一人あたりの法定外繰入れ額(2015年度)	18,000円
B	想定される2018年度からの保険料(年額)	130,209円
	差額(B-A)	41,231円
	保険料の伸び率	46.3%

来年4月に実施される国民健康保険の都道府県化で、船橋市の被

国民健康保険の都道府県化 最大4万1千円 46%の値上げ!?

保険者一人あたりの保険料が最大4万1千円上がる可能性が出てきました。

2015年現在の船橋市の保険料は一人あたり平均年間88978円です。値上げ後は約13万円となり46%の引上げです。(表参照)

今でも「保険料が高すぎる」と、市民から悲鳴があがる国民健康保険。船橋市では約7世帯に1世帯が保険料を滞納しています。値上げなど許されません。

来年度からの都道府県化は、国の責任を後退させて所得の高い自治体に所得の低い自治体を支えさせる仕組みになっています。

船橋市は県内では相対的に所得が高いため、5月の県の試算で

は、保険料の引き上げ額が23231円と、全県2位の高さになりました。

しかも千葉県が策定中の国保運営方針案では、市町村が保険料抑制のために独自に行っている「一般会計からの法定外繰入」を削減・解消するように求めています。

2015年度の船橋市の法定外繰入は一人あたり1万8千円。これを無くせば合わせて4万1千円もの値上げとなってしまいます。

市側は「今後、公費拡充を加味した試算結果を県が示す。全体像が見えたら保険料率や繰入について考える」とし、値上げについて明言は避けました。また法定外

船橋市では、はじめて 共産党から監査委員が...

7月12日付けで、松戸徹船橋市長から日本共産党の佐藤重雄議員に監査委員の辞令が交付されました。

監査委員の仕事は自治法で規定されていて、市長の下で行われている業務が適正に行われているかを監査する権限を与えられています。

そのため、「見られたくない」とでも考えたのか、日本共産党の議員を監査委員にしたいという態度が続いてきたのでした。

船橋市では初めての出来事です。

繰入についても県に要望はしないが、激変緩和措置もあると答えました。

しかし激変緩和とは、結局は値上げするということです。国保は社会保障であり、国民皆保険の最後の砦ですが、その崩壊を招くことになりません。

今後も値上げを許さない立場で追及していきます。